

告 示

埼玉県告示第四百九十二号

令和六年埼玉県告示第八百三十三号（物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示）の一部を次のように改正し、令和八年七月八日から施行する。

令和八年七月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

4②中「しなければならない。」の次に「ただし、アに掲げる提出書類にあつては申請者が行う法人番号等の提供により、オに掲げる提出書類にあつては申請者の同意により、県が当該提出書類により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出することを要しない。」を加える。